（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

**第百二十七条**　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

**第百二十八条**　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第三十八まで及び別記様式第四十から別記様式第六十六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

**第百二十九条**　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式及び第四号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

**第百三十条**　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

**第百三十一条**　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

**○国土交通省令第二十一号**

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）の施行に伴い、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（軌道運輸規程の一部改正）

**第一条**　軌道運輸規程（大正十二年鉄道省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第十五条**　送リ状ノ交付ヲ請求セサル荷物ノ到達後六時間内ニ引取ラサルトキハ保管料ヲ請求スルコトヲ得 | **第十五条**　運送状ノ交付ヲ請求セサル荷物ノ到達後六時間内ニ引取ラサルトキハ保管料ヲ請求スルコトヲ得 |
| **第十六条**　鉄道営業法第七条乃至第十条、第十三条乃至第十三条ノ三、鉄道運輸規程第五条、第二十六条乃至第二十八条、第三十二条乃至第三十五条、第四十七条、第五十条乃至第五十二条、第五十四条、第五十九条乃至第六十二条、第六十六条第二項第三項、第六十八条、第七十一条、第七十五条及第七十六条並ニ荷送人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件（昭和十九年運輸通信省令第百十一号）ノ規程ハ軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス但シ鉄道営業法第十三条中引渡期間満了後トアルハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト為ス軌道ニ付テハ引渡ヲ為スベカリシ日後トス | **第十六条**　鉄道営業法第七条乃至第十条、第十三条乃至第十三条ノ三、鉄道運輸規程第五条、第二十六条乃至第二十八条、第三十二条乃至第三十五条、第四十七条、第五十条乃至第五十二条、第五十四条、第五十九条乃至第六十二条、第六十六条第二項第三項、第六十八条、第七十条、第七十一条、第七十五条及第七十六条並ニ明治四十三年閣令第十一号ノ規程ハ軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス但シ鉄道営業法第十三条中引渡期間満了後トアルハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト為ス軌道ニ付テハ引渡ヲ為スベカリシ日後トス |
| ②・③　（略） | ②・③　（略） |

（鉄道船舶通シ運送規則の一部改正）

**第二条**　鉄道船舶通シ運送規則（昭和五年鉄道通信省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

第二号様式、第三号様式、第七号様式から第十号様式まで、第十二号様式、第十三号様式、第十五号様式から第十八号様式まで及び第二十一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

**第百三十二条**　国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正）

**第百三十三条**　国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省関係平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行規則の一部改正）

**第百三十四条**　国土交通省関係平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附　則**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。